

矢沢地区義務教育学校整備事業の進捗状況について

1 基本計画図の策定

令和 6 年 5 月に策定しました「矢沢地区義務教育学校基本構想」に基づき、基本設計を発注し学校関係者及び地域の皆様との協議を重ね、別紙のとおり基本計画図の策定を行ってきたところであります。

基本計画図の策定にあたっては、学校関係者等から意見を踏まえるとともに、将来の児童生徒数・学級数の見通しや市の財政状況を踏まえた事業規模（事業費）とする必要があることから、施設の配置については矢沢中学校校舎を長寿命化し、不足する教室・アリーナ等の面積を確保するため敷地内に校舎及び屋内運動場を増築する計画としています。

【表 1】事業の検討経過

令和 6 年 5 月	令和 6 年度第 1 回矢沢地区義務教育学校設立委員会を開催
令和 6 年 5 月	矢沢地区義務教育学校基本構想を策定
令和 6 年 9 月	矢沢地区義務教育学校基本設計を契約（工期は令和 7 年 7 月 31 日まで）
令和 6 年 10 月	令和 6 年度第 1 回矢沢地区義務教育学校建設委員会を開催 令和 6 年度第 2 回矢沢地区義務教育学校設立委員会を開催
令和 6 年 11 月	令和 6 年度第 2 回矢沢地区義務教育学校建設委員会を開催
令和 7 年 2 月	矢沢地区義務教育学校整備事業に係る用地の取得に係る議員説明会を開催
令和 7 年 5 月	令和 7 年度第 1 回矢沢地区義務教育学校設立委員会及び建設委員会を開催

【表 2】矢沢地区児童生徒数の見通し

		年度						
		R 7 年	R 8 年	R 9 年	R 10 年	R 11 年	R 12 年	R 13 年
矢沢小	児童数	366 人	358 人	331 人	324 人	312 人	279 人	251 人
	学級数	12 学級	12 学級	12 学級	12 学級	12 学級	11 学級	10 学級
矢沢中	生徒数	180 人	188	191 人	181 人	179 人	181 人	181 人
	学級数	6 学級	6 学級	6 学級	6 学級	6 学級	6 学級	6 学級
合計	人数	546 人	546 人	522 人	505 人	491 人	460 人	432 人
	学級数	18 学級	18 学級	18 学級	18 学級	18 学級	17 学級	16 学級

※1 R 7 年は R 7. 4. 3 時点、R 8 年以降は R 6. 5. 1 時点の予測値としている

※2 児童生徒数は特別支援学級を加味していない

※3 学級数は 1 学級 35 人として算出している

2 概算工事費の見通しについて

現時点での概算工事費については、総工事費で約 55 億円が見込まれています。財源に国の補助事業として公立学校施設整備費負担金事業及び学校施設環境改善交付金事業補助事業、地方債に公共施設等適正管理推進事業債の活用を見込んでおり、市の一般財源は約 3. 9 億円となっています。

なお、概算工事費については基本設計（工期：令和 7 年 7 月 31 日まで）で精査している段階であり、今後変更になる可能性があります。

【表 3】概算工事費の見通し

単位：千円

敷地区分	工事種別	工事費	財源内訳		
			国費	地方債	一般財源
矢沢中	校舎増築	2, 162, 001	676, 851	1, 336, 500	148, 650
	屋内運動場・柔道場改築	953, 599	297, 014	590, 700	65, 885
	既存校舎長寿命化改修	1, 054, 600	379, 102	607, 800	67, 698
	既存屋内運動場等解体	100, 284	33, 116	60, 400	6, 768
	屋外環境整備	613, 100		551, 700	61, 400
矢沢小	校舎等解体	555, 216	193, 012	325, 800	36, 404
合計		5, 438, 800	1, 579, 095	3, 472, 900	386, 805

3 矢沢小学校校舎等の取扱いについて

(1) 矢沢小学校校舎・屋内運動場

義務教育学校の整備を進めるうえでは、市の財政負担を軽減する措置として国からの補助金等の有利な財政支援が必要となります。国からの有利な財政措置として国庫補助金のほか、地方債として普通交付税が 50%措置される公共施設等適正管理推進事業債を財源として見込んでおりますが、当該地方債を受けるためには学校施設を集約化し延べ床面積を減少させることが条件となることから、矢沢小学校校舎等は解体する方向で事業費を精査しております。

なお、解体後の小学校跡地の活用については地域の意見を踏まえて検討を行ってまいります。

(2) 矢沢学校給食センター

<現状>

矢沢学校給食センターは矢沢小学校に併設し親子方式として小学校、中学校に給食を提供しておりますが、矢沢地区義務教育学校の設立によって併設する矢沢小学校を廃止し、学校給食センターのみを現状のまま使用しようとした場合、建築基準法上「工場」扱いとなります。この地域は、都市計画法上「第一中高層住居専用地域」であることから、工場扱いとなる当該給食センターを存続させることは困難であります。

<検討経過>

現在、矢沢学校給食センターから提供する給食は、矢沢小学校及び矢沢中学校の 2 校で 623 食ですが、矢沢地区義務教育学校開校予定の令和 10 年度には 575 食、さらに 5 年後の令和 15 年度には 446 食となる見込みです。市全体を見ても少子化の傾向にあり、年々食数は減少する見込みであること、また、市内にあるいずれのセンターも老朽化が進んでいることから、将来的な食数の見通しを踏まえ集約化も視野に入れて検討する必要があると考えております。

そこで、市内の学校給食センターから提供しようとした場合、いずれのセンターにおいても増築する必要があります。次に、矢沢の近隣センター（東和、南城、花巻、宮野目）に増築を考えた場合、いずれのセンターも現有敷地内で増築する用地の確保が難しいことから、敷地内に増築する用地が確保可能な石鳥谷学校給食センターから給食を提供する方針とし、学校関係者と協議を行ったところであります。

<方針>

石鳥谷学校給食センターから矢沢地区義務教育学校までの配送距離は 13.2 km であり、配送時間は約 30 分程度と見込まれています。文部科学省の「学校給食衛生管理基準」では、調理後の食品は、適切な温度管理を行い、2 時間以内に給食できるよう努めることとされており、令和 7 年 5 月 9 日に矢沢小中学校の教職員を対象に、石鳥谷学校給食センターで調理した給食を矢沢中学校に配送し試食会を実施したところ、矢沢学校給食センターから配送した給食と同等の温度で、「温度が下がることなく温かい状態で美味しく食べることができた」との感想をいただいたところです。

この試食会の結果を踏まえ、令和 7 年 5 月 12 日に開催した令和 7 年度第 1 回矢沢地区義務教育学校設立委員会において、石鳥谷学校給食センターから給食を提供する事務局案を提案したところ反対の意見がなく了承されたことから、石鳥谷学校給食センターからの給食提供を基本方針として増築の検討を進めてまいります。

4 今後の進め方について

現在、令和 7 年 7 月 31 日までの工期で基本設計を進めているところでありますが、令和 7 年 5 月 12 日に開催した令和 7 年第 1 回矢沢地区義務教育学校建設委員会及び設立委員会において、基本計画図が承認されたところであり、令和 10 年 4 月の開校に向け基本設計終了後に速やかに実施設計等を進める必要があることから、令和 7 年第 2 回定例会（6 月議会）において関係する補正予算を計上するものです。

・ 矢沢地区義務教育学校	実施設計（建築・電気・機械）	154,517 千円	
・ 矢沢地区義務教育学校	地質調査	15,444 千円	
・ 矢沢地区義務教育学校	実施設計（屋外環境整備）	7,337 千円	計 177,298 千円